

第6回農地総会議事録

開催日時	平成30年1月5日（金） 午後3時30分から午後4時30分
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室
出席委員	池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・廣井 千里・中島 義幸・大野 哲 久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根・中山 忠明・山本 和正 久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強 以上16名
欠席委員	西野 幸一・松田 環・上田 博 以上3名
事務局出席者	吉良事務局長・岩崎次長・榮枝管理主幹・榮枝主任・尾崎主査 以上5名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第4号議案 非農地証明願の件 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 ・農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
備考〔添付書類〕	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回農地総会議案書 ○現地案内図

開会議長	(議長高橋政継が、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただいまから第6回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議長	欠席委員の報告をいたします。西野委員、上田委員、松田委員、以上3名より欠席の届けがきております。委員総数19名中16名が出席でございます。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議長 農業委員 議長	総会会議規則第20条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことでございますので、私の方で指名させていただきます。署名委員は、中島義幸委員、中山忠明委員の2名にお願いいたします。
議事長 榮枝主任	ただいまから議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 それでは第1号議案の説明をいたします。今月は全体で6件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、中万々、市街化区域、田、2,716m ² を、賃借人の希望により賃貸借するという申請です。現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、賃借人は同居する母の所有する農地及び借入している農地を全て耕作しており、当該農地では野菜を栽培しています。 農機具につきましては母から借り受けていることです。本人のほか母、長男が農業に従事しているので効率的な利用が出来るとのことです。 申請地では、従前どおり農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従って営農するため、周囲への影響は特にないと考えるとのことです。 続きまして案件2は、布師田、市街化調整区域、畑、330m ² 外2筆、合計1,404m ² を、譲受人の希望により、経営拡大のため所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地では筍及びさくらんぼを栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕運機1台を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従い営農をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして案件3は、大津乙、市街化調整区域、田、 155 m^2 外3筆、合計 385 m^2 を、申請地の隣地を耕作している譲受人の耕作便利のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻及び野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に弟も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地は取得後もこれまでどおり水稻及び野菜の栽培をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、議案書は3ページをご覧ください。案件4は、春野町弘岡中、市街化調整区域、田、 891 m^2 を、譲受人の自宅から近い農地であることから、耕作便利のため、売買で所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻と一部で野菜を耕作する予定であるとのことです。

大農機具については、トラクター等、4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、また、妻も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従い営農をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして案件5は、春野町芳原、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、 665 m^2 外1筆、合計 $1,665\text{ m}^2$ を、譲渡人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、造園業を営む傍ら津野町で借り受けている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、植木の苗と野菜を耕作する予定であるとのことです。

大農機具については、トラクター等5台の大農機具を所有しているとのことです。

	<p>譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>なお、譲受人は津野町の農地を借り受けて耕作しており、その耕作状況につきまして津野町農業委員会に確認しましたところ、全て耕作しているとの回答がありました。</p> <p>続きまして案件6は、春野町芳原、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畠、528m²を、当該農地の隣接地に譲受人が農家用住宅を建築することから、耕作便利のため、売買で所有権を移転するという申請です。農家用住宅の建築につきましては後程、第2号議案で説明させていただきます。</p> <p>現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p> <p>申請書の別添によりますと、譲受人は借り受けている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、イモを耕作する予定であるとのことです。</p> <p>大農機具については、トラクター等6台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事するため、効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>現地については担当地区の推進委員に確認いただいております。</p> <p>以上で第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。案件が第一、第三、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の西本委員から報告をお願いいたします。</p>
西本委員	<p>担当地区の農地利用最適化推進委員との現地確認を踏まえ、先ほど事務局の方から説明していただきましたとおり、許可条件が整っておりましたので、許可相当と認めました。以上です。</p>
議長	<p>次に第三事前審査会の中山副委員長から報告をお願いいたします。</p>
中山委員	<p>報告します。案件2、案件3については、担当地区の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>最後に第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>報告します。案件4から案件6については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。以上です。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見や質問がございましたらお願いをいたします。</p>
農業委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1から案件6につきまして

	<p>では、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(意義なし)</p> <p>案件1から案件6につきましては、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
農業委員 議長	<p>それでは第2号議案の説明をいたします。今月は、全体で4件の申請が出されております。議案書は5ページをご覧ください。</p> <p>なお、本日机上配布しております青いファイルに入っています資料も合わせてご覧ください。上から順に、参考資料1、2、3、4と並んでありますので、案件ごとに資料もチェックしていただけたらと思います。</p> <p>案件1は、春野町弘岡下、田、111m²外1筆、合計290m²を農家用住宅として自己住宅に転用するため、所有権を移転して転用するという申請となっています。</p> <p>現地案内図はNo.7をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。なお、さきほど説明しました青いファイルの資料は、左肩に参考資料1と記載されている資料をご覧ください。</p> <p>農地の種別につきましては、10ha以上の広がりのある農地のため、第1種農地と判断しておりますが、集落に接続して農家用住宅を建築するという内容の申請であり、不許可の例外に該当するものと判断しております。</p> <p>事業計画書によりますと、譲受人は現在、祖父である譲渡人の跡を継ぎ、春野町弘岡下地区、西分地区で農業を営んでおります。これまで、現在の住所である朝倉で賃貸住宅を借りて、農地まで通っておりましたが、通作距離が遠く不便であるため、祖父の所有する土地に農家用住宅を建築することにしたとのことです。</p> <p>申請地は、現状より30cmかさ上げして南側市道の高さに合わせ、木造平屋建ての住宅1棟及び駐車場3台分、物干場等に転用する計画となっております。</p> <p>進入は南側の市道から進入することです。</p> <p>被害防除計画としましては、排水については、生活排水は敷地内に合併浄化槽を設置し、南側市道をまたいだ南側の水路に既設放流管を通じて排水、また雨水については、斜度をつけて、敷地内の集水溝に落としたのち、同じく市道をまたいだ南側の道路側溝に排水する計画となっています。</p> <p>なお、申請地に隣接する農地は全て譲渡人の農地であり、転用に際して農地への影響がないことを確認しております。</p> <p>添付書類としましては、資金証明等、必要な添付書類については添付されています。</p> <p>また、土木委員の意見につきましては、問題なしとの意見を事務局で確認しております。</p>

他法令につきましては、農振法関係では、農用地区域外の土地となっています。

また、排水につきましては、高知市耕地課からの排水同意が添付されております。

続きまして案件2は、春野町弘岡下、畠、 $1,041\text{ m}^2$ を太陽光発電施設に転用するという申請となっています。

現地案内図はNo.8をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。また、参考資料は、参考資料2と左肩に記載されている資料をご覧ください。

農地の種別につきましては、甲種、1種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であるため、第2種農地と判断しております。

事業計画書によりますと、現地は現在休耕畠となっておりますが、今後も耕作等の予定はなく、譲受人はこの土地に太陽光発電パネル276枚、パワーコンディショナー9台を設置して太陽光発電事業を営む計画を立てたものであるとのことです。

申請地は、かさ上げ等は行わず、進入は北西側の市道より進入することです。

申請地の隣接地に農地ではなく、また、排水は雨水のみであり、現地は露地のままで利用し、自然浸透で対応することですので、被害防除計画はないとのことです。

添付書類としましては、提出が必須となっている太陽光発電施設の運営に関する添付書類のうち、四国電力の電力受給に関する書類は添付されておりますが、経済産業省の設備認定通知書が提出されていないことから申請者に提出を依頼している状況です。

また、土木委員の意見につきましては、確認の必要なしとの連絡を地元推進委員からいただいております。

他法令につきましては、農振法関係では、農用地区域外の土地となっております。

続きまして案件3は、春野町芳原、畠、登記面積 184 m^2 、実測面積 276.67 m^2 の内 199.10 m^2 を、農家の分家住宅として自己住宅に転用するため、所有権を移転して転用するという申請となっています。

現地案内図はNo.9をご覧下さい。現地案内図にも枠で囲んで記載しておりますが、本件申請は土地の一部を転用するもので、黒い線の内側のピンクで塗った所が申請地となっております。なお、本件が県において許可された後に黒枠のピンクの部分と白い部分に分筆する予定であるとのことです。

現地案内図と併せて、参考資料3と記載されている資料もご覧ください。

農地の種別につきましては、市道県道に囲まれた街区の40%以上が宅地化されている場所にある農地のため、第3種農地と判断しております。

事業計画書によりますと、借人は現在、賃貸住宅に居住しておりますが、今後、譲渡人であります父の介護が必要となってくることを考慮し、実家に近い今回の申請地に居宅を新築することにしたものであるとのことです。

申請地は、原則としてかさ上げ、切り下げは行わず、居宅部分と駐車場部分に補強の杭を打ち込んだうえで利用することです。

進入は南側の市道から進入することです。

申請地の隣接地に農地はなく、また生活排水については、南側市道に埋設されている農業集落排水に接続して排水、雨水排水については、敷地内に集水枠を設置して、北側の県道側溝に排水する予定であるとのことですので、被害防除計画はないとのことです。

添付書類としましては、資金証明等、必要な添付書類については添付されています。

また、土木委員の意見につきましては、問題なしとの意見を事務局で確認しております。

他法令につきましては、農振法関係では、農用地区域外の土地となっています。

また、雨水排水を北側の県道側溝に排水することについては、高知県高知土木事務所からの排水同意書が添付されております。

続きまして案件4は、春野町芳原、登記地目、田、現況、畳、386m²外1筆、合計452m²を農家用住宅として自己住宅にするため、所有権を移転して転用するという申請となっています。

現地案内図はNo.10をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。また、併せて参考資料4と記載されている資料をご覧ください。

農地の種別につきましては、甲種、1種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であるため、第2種農地と判断しております。

事業計画書によりますと、譲受人は現在、お勤めの傍らで、祖父と母が耕作していた春野町弘岡下の農地を継いで農業を営んでおります。しかし子供が増えて現在の借家も手狭となり、祖父と母も高齢となったことから、実家に近い場所で住宅を建築することとなり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は、造成は行わず、整地のみを行い、木造2階建の住宅1棟を建築するほか、自家用車及び農業用車両の駐車場、農作業用のスペース、育苗のためのスペースを設けるとのことです。

被害防除計画としましては、排水については、生活排水は敷地東側の市道に通っている農業集落排水に接続して排水、また雨水については、自然浸透の他、敷地内の北側にU字溝を新設し、東側の道路側溝に排水する計画となっています。

添付書類としましては、隣接する農地所有者からの同意書が添付されております。

その他、資金証明等、必要な添付書類については添付されています。

また、土木委員の意見につきましては、問題なしとの意見を事務局で確認済みです。

他法令につきましては、農振法関係では、農用地区域外の土地となっています。

また、排水については、高知市耕地課の排水同意書が添付されております。

	なお、申請同士は関連案件ではありませんが、さきほど、第1号議案の説明の中でも申し上げましたとおり、譲受人は、この西側の農地につきましても、農地法第3条の許可申請で購入することとなっております。
議長	以上で第2号議案の説明を終わります。
川澤委員	第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。川澤委員長から報告をお願いいたします。
議長	報告いたします。案件1、案件3、案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員との現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。案件2については、事前審査会において、担当区域の農地利用最適化推進委員との現地確認を踏まえ、転用許可に必要な添付書類が整うことを前提で審議して、許可相当であると認めました。先ほどの事務局の説明にありましたとおり、太陽光発電施設の設置にかかる転用許可に必要な書類である、経済産業省の設備認定通知書が提出されていないことであり、総会での審議をよろしくお願ひします。
吉良事務局長	審議に入る前に、事務局から添付書類が不備である案件の取扱いについて、考え方の説明があるとのことでございますので、事務局より説明をお願いします。
議長	それでは私から考え方について説明させていただきます。太陽光発電の場合、経済産業省からの認定通知書がなくても、県の段階では当然添付されるだろうということで許可相当という扱いでした。これは、そういう意味で言えば、添付されれば許可相当という話になるわけです。今回は、事務局で事前の打ち合わせをしている中でその添付書類の話になりました、今日の審査の場の段階では必要な添付書類が添付されていない。経済産業省からの認定通知書というのは、申請地で太陽光発電をやってもいいよということで、そういう意味では、転用の確実性に関わる部分の絶対的な必要書類ということになるわけです。それが無いと、転用目的となる太陽光発電はできませんので、その書類が付いていない状況で、農業委員会が判断する今の段階では、転用の確実性が見込めない、ということで不許可相当と判断せざるを得ないものと考えます。ただし、意見を付して県に送付するにあたって、付記として、許可証が提出されれば許可相当であると付記して出すことを県に確認しますと、県はかまいませんということです。以上のことから、現段階での判断では事務局としては「不許可」相当、ただし許可証が添付されれば「許可」相当という形が一番いいのではないかと考えております。以上です。
議長	事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見やご質問がございましたお願いいたします。
川澤委員	添付書類が不備の場合、但し書きをつけて許可をしたらどうかということでしたが、農地法第3条の許可申請の場合は、申請地や所有する農地が一部でも耕作できる状態にない

	<p>場合は、農地の草刈指導をして、総会までに草刈をしていない場合は、農地総会で一回だけ継続審議の扱いにして、次の農地総会で決定していると思いますが、添付書類が不備の場合は継続審議の扱いにせず、すぐに不許可にするということですか。そのあたりを詳しく説明をお願いします。</p> <p>吉良事務局長</p> <p>当然そういう意見も、また保留にするという意見もあると思います。今まで、3条の場合には現地が耕作できる状態ないので、草刈指導をして保留するということで、以前もずっと、4回も5回も待ったケースがありました。そうすると、行政手続法上は受付したものは即座に判断して処理しないといけないとなっているのを、住民サービスの面からそういう処理をしていたということです。今回事務局での考え方をまとめるにあたって、基本として考えたのは申請にはできるだけ早く結論を出さないといけないということと、それを不許可にしてしまうと再提出となる手間がかかるということで、その手間を無くすという住民サービスをすることとの2つの中で、どうバランスをとるかということで考えました。</p> <p>行政手続法上では標準処理期間というのは40日となっているようですが、全ての申請について当然40日までに県までの許可がおりるわけではなく、当然期間を過ぎる場合もあるわけです。そのためには手続きの中でできるだけ早く処理する必要があります。その中で、必要な添付書類が無い場合について、受付の段階で添付書類が無いことはわかりますので、申請時に「必要な添付書類が無いですが、その書類が出てから申請をしていただいたほうがいいですが。」という指導をします。それでも、「いや、無くてもいいので先に出してください。」というお話があれば、それは拒めませんので、必要な書類が無い状態で判断をしないといけない。そこで、待ってみてもらえませんかという話をしたうえで、どうしても出すという人だけはこの審査の場に出てくるということになりますので、必要な添付資料が無いとなかなか許可にならないということは承知のうえで出してきてはいますので、そういう意味では一度指導をしているということになります。</p> <p>一方、草刈指導の場合は、この現地が耕作できるかどうかという判断は、受付の段階ではわかりません。事前審査会の時に、今であれば推進委員さんが現地を見て、草ぼうぼうであそこはちょっとすぐ耕作できないという話があって、ちょっとこのままでは許可できないね、ということであれば、その段階では一旦事務局の方から草刈指導を総会までに行います。ただ、事前審査会から総会までの間にはそれほど期間が無い場合が多いですが、草刈はどちらかというと本人の意思ですぐにやろうと思えばできる場合もあるわけです。必要な添付資料というのは、いつ許可になるかわからないので、いつまで待つらいいのかわからないというのもあります。草刈というのはやろうと思えばすぐ出来る。それをただやらずにダラダラいつまでも待てないので、一回だけ待ちますと。次回までにやって</p>
--	--

	くださいねとの指導で一回待つということで。これも去年、できるだけ再提出の手間を省くとして一回待つということで決定しました。どちらも一回は受付の段階若しくは耕していない段階で指導して、次には決定するという扱いとしては同じではないか、というふうに思います。そういう考え方でどうでしょうかという提案をさせていただきました。以上です。
川澤委員	わかりました。どうもありがとうございました。
廣井委員	提出される目処は示されているのですか。経済産業省の認定通知書が。
吉良事務局長	申請者は申請の段階では許可が下りるという確信をもって申請していると思いますが、太陽光発電の場合、相手が経済産業省ですので、例えば申請先が高知市であれば、例えば排水同意の申請を今出しているといった場合、事務局である程度確認して、今手続き中であるというような話で目処がわかるわけですが、経済産業省だと問い合わせてもおそらく、認定がいつ出ますっていうのは教えてくれないと思います。ただ認定が出なければ、県の段階で不許可になります。
西本委員	ちょっとかまいませんか。先ほどの質問事項の回答と言いますが、もうちょっとして耕作を可能になった場合ということで、草刈をしたらいいとか、こうとか、ではないんじやないでしょうか。あくまでも耕作ができる状態ということになれば、草刈だけではダメなんじやないだろうかと。こういうことは過去の事例から判断されますので、そこは留意する必要、注視する必要があると思います。
吉良事務局長	はい、それはおっしゃるとおりです。今まで草を刈ってもらつてくださいという案件が多くだったのでそういう話になりましたが、あくまでもそれは農地として利用できる状態であれば、ということです。
西本委員	私が思いますに、休耕になった、潰廃した所は、もう草刈りどころかチェーンソーを持っていて、あるいは重機を持っていてやらないと農地に復元しない所があります。なので、安易に草刈りとかいう表現がいかがなものかと思いますので、今後の取り組みとして、そのあたりを充実させてほしいと思います。
議長	ご意見ありませんか。
議長	それではお諮りをいたします。案件2につきましては、必要な添付書類が提出されておりませんので、不許可相当とする。ただし、書類が整った場合には許可相当とする。その意見を附して、県知事に申請書を送付することに決定してはどうかと思いますがどうでしょうか。
農業委員	(異議なし)
議長	非常に難しい案件でございますけれど。これしか言いようがない。
加藤委員	言える表現ではですね。結局は良い悪いは県の段階でチェック機能が働きますので、な

	んら問題は発生しないという判断ですね。
吉良事務局長	当委員会としてはけっして県に投げたわけではなく、総会で書類を見て純粋に審査をしたら、今、転用の確実性があるとは言えないので、不許可とするしかないと。ただし、県に送付したら県はある程度待つみたいで。認定通知書が出てくるまで県も許可とは言えませんので、1ヶ月待つか2ヶ月待つかはわかりませんが、県では出てくるまで待つということです。
議長 農業委員	今お諮りしたように、そのように決定いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長 農業委員	それでは、不許可相当、但し必要な添付書類が整った場合は許可相当とするということで県知事に申請書を送付することに決定いたします。
農業委員 議長 農業委員	次に案件1・3・4の審議に入ります。ご意見ご質問がございましたらお願ひいたします。 (意見・質問なし)
議長 農業委員 議長 榮枝主任	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。案件1・3・4については許可相当として県知事に申請書を送付することに決定いたしますがご異議ありませんか。 (異議なし)
議長 榮枝主任	それでは、案件1・3・4については許可相当として県知事に申請書を送付することに決定いたします。
榮枝主任	次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
榮枝主任	それでは第3号議案の説明をいたします。今月は全体で28件の申請が出されております。内訳は、所有権の移転が2件、利用権の新規設定が11件、更新設定が15件となっております。
榮枝主任	議案書は7ページをご覧ください。所有権移転についての総括表を掲載しております。1が所有権移転の総括です。今月は、所有権を移転する者が2人、所有権の移転を受ける者が2人となっており、所有権移転を行う土地の内訳は、田が7筆、合計4,970m ² となっております。
榮枝主任	2は、対象農地を地区別に表したもので、詳細の説明は省略させていただきます。
榮枝主任	続きまして、議案書8ページをご覧ください。利用権設定についての総括表を掲載しております。
榮枝主任	1が利用権設定の総括です。今月は、利用権を設定する者が27人で延べ29人、利用権の設定を受ける者が18人で延べ29人となっております。
榮枝主任	利用権を設定する土地の内訳は、田が58筆34,106.52m ² 、畑が15筆11,758m ² です。また、設定の内訳を見ますと更新設定が45筆28,687.52m ² 、新規設定が28筆17,177m ²

となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び2の対象農地を地区別に表した表についての詳細の説明は省略をさせていただきます。

それでは始めに所有権移転の案件から説明いたしますので、議案書は13ページをご覧ください。

議案書13ページから14ページにまたがります案件11は、介良丙、田、 676m^2 外4筆、合計 $3,460\text{m}^2$ を売買するという案件です。

平成29年11月6日に譲渡人から売りたいとの申し出があり、平成29年12月1日にJA高知市介良支所の会議室において、あっせん相談員立会いのもと話がまとまったものです。

続きまして議案書は18ページをご覧ください。

案件19は、大津乙、田、 660m^2 外1筆、合計 $1,510\text{m}^2$ を売買するという案件です。

平成29年11月7日に譲渡人から売りたいとの申し出があり、平成29年12月13日に、四国銀行大津支店の会議室において、あっせん相談員立会いのもと話がまとまったものです。

それでは、利用権の新規設定分について説明いたします。議案書は9ページまで一旦お戻りください。

議案書9ページから10ページにまたがります案件2と、議案書10ページから11ページにまたがります案件3は、賃借人が同一の関連案件となっておりるのでまとめて説明いたします。

まず議案書9ページから10ページにまたがります案件2は、五台山、登記地目、田、現況、畑、 19m^2 外4筆、合計 753m^2 を、続きまして議案書10ページから11ページにまたがります案件3は、屋頭、田、 725m^2 外8筆、合計 $3,355\text{m}^2$ を、案件2は平成30年2月1日から平成32年4月30日までの2年3ヶ月間、案件3は、平成30年2月1日から平成31年1月31日までの1年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書は17ページをご覧ください。

議案書17ページの案件17は、大津乙、登記地目、田、現況、畑、 396m^2 外2筆、合計 732m^2 を、平成30年2月1日から平成35年1月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして議案書は18ページをご覧ください。

議案書18ページの案件20は、高知県農業公社が中間管理権の設定により土地を借り受ける内容の案件です。

春野町弘岡上、田、 $1,038\text{m}^2$ を、平成30年2月1日から平成35年1月31日までの5年

間貸すという、賃借権の新規設定です。なお、本件の最終借受人は、現地で水稻を栽培する予定であるとのことです。

続きまして案件 21 は、春野町弘岡中、登記地目、田、現況、畑、 $1,253\text{m}^2$ 外 3 筆、合計 $5,035\text{m}^2$ を、平成 30 年 2 月 1 日から、平成 38 年 12 月 31 日までの 8 年 11 ヶ月間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして議案書は 19 ページをご覧ください。

議案書 19 ページの案件 22 から 24 は、賃借人が同一の関連案件となりますので、まとめて説明いたします。

案件 22 は、春野町西分、登記地目、田、現況、畑、 $1,134\text{m}^2$ を、

案件 23 は、春野町西分、登記地目、田、現況、畑、 $2,406\text{m}^2$ の内 138m^2 を、

案件 24 は、春野町西分、登記地目、田、現況、畑、 $3,010\text{m}^2$ の内 969m^2 を、

それぞれ、平成 30 年 2 月 1 日から平成 35 年 1 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして案件 25 と案件 26 も、賃借人が同一の関連案件となりますので、まとめて説明いたしますが、説明の前に議案書に記載誤りがありましたので訂正をお願いします。

案件 25 の権利の設定期間ですが、議案書では平成 30 年 2 月 1 日から平成 35 年 1 月 31 日までとなっておりますが、正しくは平成 30 年 2 月 1 日から平成 40 年 1 月 31 日までとなりますので、お手元の議案書の訂正をお願いします。誤りがありまして、誠に申し訳ありませんでした。

それでは案件 25 及び案件 26 の説明をいたします。

案件 25 は、春野町西分、登記地目、田、現況、一部畑、一部田、 $1,882\text{m}^2$ を、案件 26 は、春野町西分、登記地目、田、現況、畑、 $1,352\text{m}^2$ を、両案件とも、平成 30 年 2 月 1 日から平成 40 年 1 月 31 日までの 10 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして、案件 27 は、春野町内ノ谷、田、 789m^2 を、平成 30 年 2 月 1 日から、平成 39 年 12 月 31 日までの 9 年 11 ヶ月間貸すという、賃借権の新規設定です。

当該申請地は未相続地ですが、相続人全員の同意があることを事務局で確認しております。

以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件につきまして本日の農地総会で計画が妥当なものと決定されると、平成 30 年 2 月 1 日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第 3 号議案の説明を終わります。

議長 第 3 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第

	二・第三・第四事前審査会です。まず第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いします。
山崎委員 議長	報告します。案件1から案件4については妥当と認めました。
中山委員 議長	次に、第三事前審査会の中山副委員長から報告をお願いします。
川澤委員 議長	案件5から案件19については妥当と認めました。
農業委員 議長	最後に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
農業委員 議長	報告します。案件20から案件28については妥当と認めました。
榮枝主任	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。
	(意見・質問なし)
議長	ご意見ご質問がないようでしたら、審議を終わります。案件1から案件28につきましては妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
農業委員 議長	(意義なし)
榮枝主任	案件1から案件28については妥当なものと決定をいたします。
	次に、第4号議案、非農地証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
	第4号議案の説明をいたします。議案書は21ページをご覧ください。
	今月は9件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。
	地区の内訳は、朝倉が2件、旭が1件、三里が1件、一宮が2件、議案書は22ページに移りまして、春野が3件となっております。
	全ての案件につきまして、担当地区の推進委員と関連のある農業委員の確認を得て、証明書を交付しております。追認をお願いします。
議長	第4号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
農業委員 議長	(意見・質問なし)
	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。第4号議案につきましては、追認することに決定いたしますがご異議ありませんか。
農業委員 議長	(異議なし)
榮枝主任	それでは、第4号議案につきましては追認することに決定いたします。
	続きまして、議案外の報告を一括してお願いします。
	それでは議案外報告を順に説明いたします。議案書は24ページをご覧ください。
	①農地法第3条の3第1項の規定による届出の件です。今月は9件の届出が提出されて

	<p>おります。地区の内訳は、朝倉が1件、初月が2件、議案書24ページから25ページにまたがりまして秦が2件、議案書は26ページに移りまして中央が1件、議案書26ページから27ページにまたがりまして介良が1件、議案書27ページから28ページにまたがりまして春野が2件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当地区の推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。</p> <p>続きまして②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件について説明いたします。議案書は30ページをご覧ください。今月は4件の届出が提出されております。地区の内訳は、旭が1件、秦が1件、鴨田が1件、高須が1件となっております。全ての案件につきまして、担当地区の推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。</p> <p>続きまして③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件について説明いたします。議案書は32ページをご覧ください。今月は15件の届出が提出されております。地区の内訳は、朝倉が2件、旭が3件、初月が2件、議案書は33ページに移りまして潮江が1件、中央が1件、議案書は33ページから34ページにまたがりまして長浜が5件、一宮が1件、大津が1件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当地区の推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。</p> <p>最後に、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件について説明いたします。議案書は36ページをご覧ください。今月は2件の通知が提出されております。地区の内訳は、朝倉が1件、春野が1件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当地区の推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議長 議案外報告に關しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。 農業委員 (意見・質問なし)</p> <p>議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案外報告を終わります。 事務局からの連絡がありましたらお願ひいたします。</p>
事務局報告 榮枝管理主幹 岩崎次長	(農用地利用配分計画の許可について報告) (平成29年度今後のスケジュール(案)について説明)
次回農地総会 議長	次回の農地総会は2月5日(月)を予定しております。

閉 会 議 長	本日の議案は全て終了いたしました。 以上で第6回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後4時30分閉会)
------------------	---

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 30 年 8 月 6 日

議 長

高橋政紀

議事録署名委員

中山忠明

議事録署名委員

中島義幸

議事録作成者

尾崎哲雄